

平成24年6月12日

第3回 森林吸収源・生物多様性保全検討会  
議事録抜粋

一般社団法人フォレストストック協会

今回の検討会において検討いただいた事項

1. 「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準(以下、「評価基準」という。)5. 3)CO<sub>2</sub>吸収量の算定式では、森林の炭素吸収量を算出したのち、二酸化炭素吸収量を算出する際の係数は3.67を使用しています。

CO<sub>2</sub>吸収量クレジットの算定にて定められる係数を以下のように変更することが答申された。

(現行)3.67

(変更)44/12(3.6666666…)

2. CO<sub>2</sub>吸収量クレジットの算定についての注意点を記載し、算定手順について明確にするよう答申された。

(手順)

- ・ 対象森林の炭素トン算定する。
- ・ 炭素トンの数字は小数点以下第2位を四捨五入する。
- ・ 上記炭素トンの数字の合計の炭素トン(樹種毎に小数点以下第2位を四捨五入した数字の合計)に対して12分の44を掛けて算出する。
- ・ 算出されたCO<sub>2</sub>吸収量クレジットの数値は小数点以下を切り捨てる。

3. 評価基準の定量指標による評価にて使用される指標の数字は、整数を使用していますが、指標において小数点以下の数値が発生した時の対処方法が答申された。

(現行)

小数点以下の数値が発生した場合には、森林認証機関が独自の判断で四捨五入し整数としている。

(変更)評価基準の定量指標について生物多様性および森林の管理経営の定量評価では、小数点の出る可能性が高いため、四捨五入で対応するのではなく、評価基準の指標の表現

P.11 P.13 において「●●以上○○未満」「○○超～○○以下」という表現に変更する。

4. 審査機関の審査・検証評価書

審査・検証評価書の記載について以下の内容に変更する件が答申された。

改訂後評価基準においては

「生物多様性、森林の管理・経営、森林吸収源の評価証明書」の

「3. 森林吸収源の算定」の記載項目名が以下のように定められています。

(番号は便宜上事務局が付したものです)

<改訂前基準>

- ① 年間炭素吸収総量 (t-C/年)
- ② 同上の炭酸ガス換算 (t-CO<sub>2</sub>/年)
- ③ 実年間炭酸ガス吸収量 (t-CO<sub>2</sub>/年)

上記内容を

<改訂後基準>

- ① 年間炭素吸収総量 (t-C/年)
- ② 年間 CO<sub>2</sub> 吸収総量 (t-CO<sub>2</sub>/年)
- ③ 実年間 CO<sub>2</sub> 吸収量 (t-CO<sub>2</sub>/年)

に変更する件。

上記表現は、J-VER ならびに CER においても共通する表現になりつつあるためフォレストストック認定制度においても統一したほうが良いとの答申がされた。

具体的には、KPMG からの提案(黒太字)を採用し P.36 の証明書の変更と、評価基準内における記載の修正をすることを提案された。

## 5. 森林経営計画への移行の原則と例外

森林施業計画から森林経営計画への移行を実施する場合の原則は以下の通り。

- ・ 森林施業計画の認定期間の間は、森林施業計画は有効なものとする。
- ・ 森林施業計画から森林経営計画への移行に伴い、原則として空白期間を発生しないように対応する。

平成 24 年度から施行された森林法の改正に伴い、例外対応について

- ・ 森林施業計画から森林経営計画への移行において、地方自治体の事務対応の遅れや、法律改正に伴い森林経営計画への変更過程で周辺森林所有者との調整等に時間がかかるなどの理由のため、移行手続きにおいて空白期間が発生した場合、最大平成 25 年 3 月末日まで猶予するものとする。なお、同内容はフォレストストック協会ホームページにおいて記載し制度移行期の運用ルールとする。

認定取得している森林が複数ある場合で、森林経営計画に移行ができない森林があった場合、面積を減少する旨を持って再審査をすることとする。

6. 広葉樹の対応について

- ・ 広葉樹において二次林として取り扱う場合の定義については、フォレストック協会が選定している森林認証機関の実務者協議会を開催し、意見を集約後決定する。

7. 共生林の評価について

林業を主とした資源循環林ではなく、「共生林」として生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する森林がフォレストック認定を取得する場合について以下の対応をする。

フォレストック認証対象森林の多くが「共生林」であった場合には、森林の管理・経営の評価の定性評価指標（経済面）を適用することが難しい。共生林を残すことに企業としてコストを掛けて継続して管理することを、フォレストック認定制度において適正に評価できるように、定性指標を一部改訂することとする。なお、その詳細事項については、当制度森林認証機関との実務者協議会を開催し、ヒアリングを実施し参考にする。

8. 森林から伐採される木材のCO<sub>2</sub>固定化の意義については、林野庁木材利用課よりCOP17において合意された HWP 取扱いについての結果をヒアリング。森林吸収源算定において主伐によるクレジットの総トン数を控除することにはならず、現行制度の運用通りとすることが確認された。

HWP の内容については、評価基準に将来的な項目として記載されておりましたが、評価基準においては反映されない主旨を記載する。

9. 森林経営計画と森林施業計画との相違点をうけて

森林経営計画の認定取得者は森林経営計画最新版、伐採届、施業実績報告書、主伐予定量申告書を提出する。

定時モニタリングにおけるCO<sub>2</sub>吸収量クレジットの書類審査を森林認証機関が実施する。以上の内容を定時モニタリングの記載事項に加え、修正を行う。

(理由)

- ・ フォレストック認定制度における対応

フォレストック認定制度において、主伐予定量申告書において予定通り主伐が実行されたかどうかを確認する方法としては、森林施業計画同様、森林経営計画の最新版の入手と市町村に届けている伐採届（主伐量、間伐量ともに記載し届ける）を入手することで、主伐予定量のチェックをすることができる。

10. 定時モニタリングでの現地調査について

森林認証機関とのヒアリングでは、定時モニタリングにおいて現行の森林への現地訪問を行うについて

定時モニタリングにおいて、森林経営計画最新版、伐採届、施業実績報告書、主伐予定量申告書の書面による審査を行い、提出書類から著しい変化がないと判断される場合には、現地調査を行わなくても良いこととする。

#### 11. フォレストストック認定制度の審査機関であるKPMGあずさサステナビリティ(株)からの指摘・要望事項について

- ・ P.11 3.3 生物多様性の定量評価指標による評価ならびに P.13 4.3 林況主要定量指標による評価において、森林認証機関によって定量指標の計算・評価方法において集計の際に四捨五入の結果、点数に誤差が生じることがあるため、計算方法を統一することについては、当検討会2ならびに3の項目と併せて対応することとする。
- ・ P.10 3.2 生物多様性の定性評価指標による評価ならびに4.2 森林の管理・経営の定性評価指標による評価において、水準適合度について、合計欄(小計欄)を設けることにより、森林認証機関、認定取得候補者など評価基準を見る担当者に対して見やすくしてはどうかという指摘に対して対応する。
- ・ P.11 3.4採点・評価ならびに P.14 4.4採点・評価において、「採点・評価」のプロセス(①→②→③)が記載されていますが、それぞれのプロセスについて別紙添付しました表を設けることによって、評価基準を使用する人にとって計算プロセス(前後の数値の関係)がわかりやすくすることが提案された。その提案に対して、追加記載を検討する。

#### 誤字修正ならびに表現方法の修正の指摘

- ・ P.5 3.2 審査機関による審査・検証認定書発行ならびに3.4 フォレストストック認定証の交付審査機関が発行する文書名について、「審査・検証認定書」以外に「審査・検査認定書」という表現が散見されます。「審査・検証認定書」に統一すべきと考えます。(合計4か所)という指摘に応じて修正する。
- ・ P.11 3.4 採点・評価の記載について、「① 森林の管理・経営の定性評価指標「生物多様性・水土保全面」15項目の水準適合度を合計する(60点満点)。」とありますが、「生物多様性・水土保全面」は改訂前の基準の表現であり、意図せずに残っている表現を「生物多様性の定性評価指標の水準適合度を合計する(60点満点)。」とするほうがより適切と考える。という指摘に応じて修正する。

以上